

(仮称) 鎌倉広町緑地基本構想

< 目次 >

はじめに

1	構想策定の前提	1
	1. 背景・目的	
	2. 対象地の位置・範囲	
	3. 構想の位置づけ	
2	対象地の現状	3
	1. 対象地の特性	
	2. 自然環境の現状	
	3. 市民活動等の現状	
3	保全・活用上の課題	7
	1. 都市林の法的位置づけ及び概念	
	2. 対象地の都市林としての特性	
	3. 都市林に対する市民の要望等	
	4. 自然環境の保全・活用上の課題	
4	基本的な考え方	10
	1. 基本理念	
	2. 基本方針	
	3. 都市林としての環境目標像	
5	都市林区域の設定	12
	1. 区域設定の考え方	
	2. 緑の基本計画の広町地区から除外する区域の保全方針	
6	都市林構想	14
	1. 都市林構想の検討フロー	
	2. 保全・活用方針	
	3. 整備・利用管理方針	
	4. ゾーン区分及びゾーン別方針	
	5. 維持管理方針	
7	事業計画	27
	1. 市民参画による事業手法	
	2. 事業費及び財源	
8	今後の手順	30
	1. 基本構想の決定及び今後の手順	
	2. 基本計画策定に向けた検討事項	

はじめに

広町地区の緑の保全については、平成 8 年 4 月策定の鎌倉市緑の基本計画で、施策検討地区と位置づけられており、その後、鎌倉市緑政審議会(会長 輿水 肇 明治大学教授)で議論を重ねた結果、保全施策については部会で集中的に検討することが必要であるとの判断から、会長職務代理を部会長とする鎌倉市緑政審議会部会(部会長 越澤 明 北海道大学大学院教授)が設置され、同部会から平成 10 年 10 月に鎌倉市緑政審議会に対して中間報告が行われた。

平成 11 年 5 月市長からの諮問以降、鎌倉市緑政審議会は中間とりまとめ(素案)を作成し、素案に対する市民との意見交換等を経て、平成 12 年 6 月に市長に対し中間答申を行い、さらに、市民に周知を図った上で、平成 12 年 7 月に最終答申を行った。

それを受けて市では、平成 12 年 8 月に広町地区の緑を都市公園の種別の 1 つである「都市林」として、保全することを政策決定し、さらに、平成 13 年 6 月改訂の鎌倉市緑の基本計画で広町地区の緑を「都市林」と位置付けた。

その後、平成 14 年 10 月に市と開発事業者との間で、保全に向けた基本的方向性が確認された。以上のことから市では、広町地区の緑を「都市林」として、保全及び活用するための基本構想を策定することとなった。

2. 対象地の位置・範囲

本構想の対象地は、鎌倉市西部の腰越地域に位置している。鎌倉市の緑は、丘陵の主尾根を構成し旧市街を取り巻く大半が歴史的風土保存区域に指定されている緑の骨格軸と、そこから派生する枝尾根上の緑の支軸等で骨格が形成され、三浦丘陵と多摩丘陵の緑をつなぐ広域的に重要な役割を果たしている。その中で本構想の検討対象である広町地区の緑（面積約59.3ha。以下、緑の基本計画において都市林として位置づけられた範囲を「広町地区」という）は、骨格軸から派生する緑の支軸の一部を構成し、市街化区域に残された重要な緑として他の支軸上に位置する台峯及び常盤山とともに、鎌倉市の三大緑地となっている。



図1-2 緑の保全に係る法令に基づく緑地の指定状況
 (出典)「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン(中間報告)」
 平成15年3月、自然環境の総点検等に関する協議会

本構想は、鎌倉市緑の基本計画において都市林として位置づけられ政策決定された、鎌倉市の三大緑地のひとつである広町地区の緑の範囲を検討対象範囲としている。

また、本構想ではこの検討対象範囲内において都市公園法上の都市林又は都市計画法上の緑地として決定すべき区域の検討を行い、その結果、広町地区のうち面積概ね48haを都市林区域(名称を「(仮称)鎌倉広町緑地」とした。以下、「広町緑地」という)として設定し、基本構想の策定を行った。(都市林区域の検討については、p12参照)



図1-3 「鎌倉市の骨格形成に係る緑の構造」における広町地区の位置
 (出典)「鎌倉市緑の基本計画」平成8年4月、鎌倉市



図1-4 広町地区の範囲
 (ランドサット画像の出典)

上：<http://www2.airnet.ne.jp/iruka/landsat/landsat.htm>
 下：LandImage Vol.1首都圏、(財)リモート・センシング技術センター

3. 構想の位置づけ

本構想は、広町地区についての上位計画である「緑の基本計画」をはじめ、鎌倉市緑政審議会答申を受けた市政会議の決定等をふまえ、平成12年7月の鎌倉市緑政審議会答申で今後の課題として示された事項について検討し、都市林としての基本的な方向をとりまとめたものである。

構想の策定に際しては、これまで市民等各層の意見をふまえて進められてきた経緯をもとに、鎌倉市緑政審議会、専門家、及び市民から広く意見を聴取し、意見が十分に反映されるよう配慮した。

今後は、本基本構想に基づき、さらに市民の意見等を反映しながら具体化を図るとともに、都市計画決定のための手続きを進める。

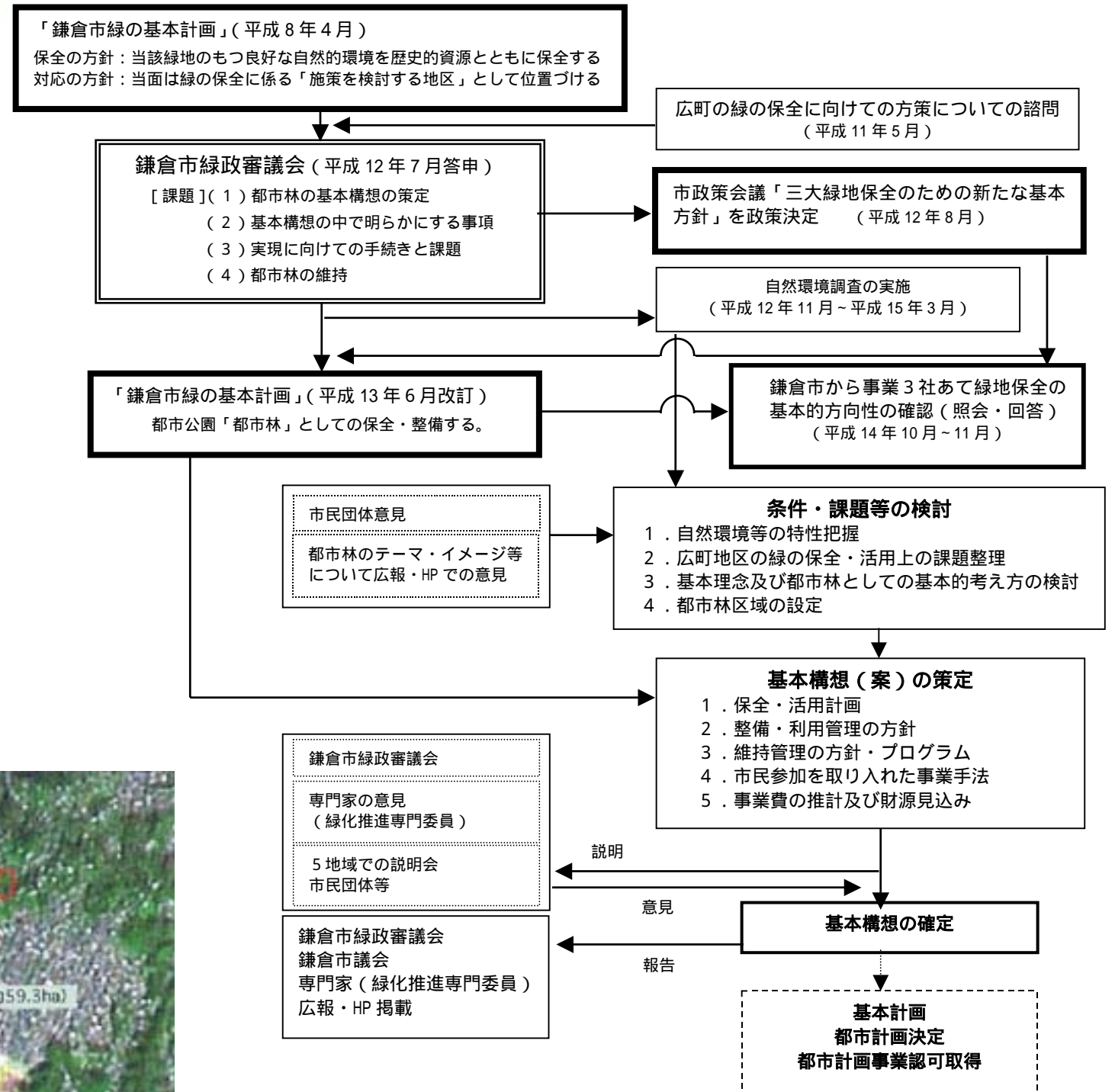


図1-5 都市計画緑地(都市林)「(仮称)鎌倉広町緑地」に関する具体化の流れ